

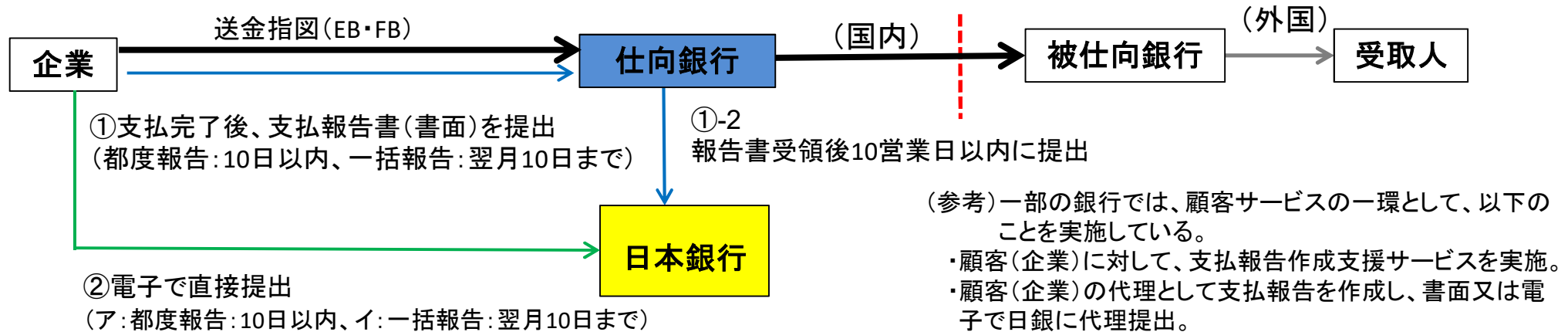
外為報告の合理化

(2017年12月20日 財務省)

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」における提言概要

- EB・FBによる銀行へのデータ送信を法令上の報告手続として位置づけるといった制度面の対応について、検討していくことが適當。
- そもそも、企業の多くが電子的な方法での報告が可能であることを認識していないとの指摘もあり、銀行を企業の代理として活用する方策を含め、電子報告制度の周知を充実させることも重要。

◆ 現行の銀行等を経由する支払報告の事務フロー(3,000万円超の支払の場合、要報告)



対応の方向性(案)

- ◆ EB・FBによる銀行へのデータ送信を法令上の報告手続として位置づけた場合、企業又は銀行におけるシステム開発を含めた相当のコスト負担等が発生する可能性がある。
 - ◆ このため、企業、銀行及び日本銀行の各々において、一定の効率化や負担軽減が見込まれる以下のA～Dの対応を行うことにより、電子報告を推進してはどうか。
 - ◆ また、電子報告を推進するため、財務省・日本銀行は、上記対応を含めた更なる周知の充実に努めるとともに、当該推進に係るレビューを実施する。
- A 電子の都度報告(上記②ア)を専用画面入力方式からExcelテンプレート入力方式に切り替える(企業側で作成したXML形式のファイルでの報告が可能)
- B 一部の銀行で実施中の支払報告作成支援サービスの一環として、銀行が上記Excelテンプレート入力方式に対応した電子フォーマットを企業に提供し、企業による電子報告を可能とする
- C 電子報告(上記②ア及びイ)の提出期限の延長(都度報告は支払完了後20日以内に、一括報告は翌月20日までに延長)
- D 電子で一括報告(上記②イ)する場合、銀行の店舗毎ではなく、全ての銀行を纏めて提出することを可能とする